

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 8月19日

甲府地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 竹 内 大 輔

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 9月 3日 午前 8時30分から 令和 8年 9月10日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 9月17日 午前10時00分 場 所 甲府地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年10月 8日 午前10時00分 場 所 甲府地方裁判所民事部執行係
特別売却 実施期間	令和 8年 9月18日 午前 9時30分から 令和 8年 9月25日 午後 4時30分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 8月19日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
34, 35	5,380,000 4,304,000	一括	1,076,000	104	不明
34	4,070,000				
35	1,310,000				
					</



物 件 目 録

34 所 在 南都留郡山中湖村山中字諏訪堀

地 番 300 番 92

地 目 山林

地 積 381 平方メートル

(現況)

地 目 原野

35 所 在 南都留郡山中湖村山中字諏訪堀

地 番 300 番 107

地 目 原野

地 積 123 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 6月 9日

甲府地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 竹 内 大 輔

1 不動産の表示

【物件番号34, 35】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号34, 35】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号34, 35】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

34 所 在 南都留郡山中湖村山中字諏訪堀

地 番 300番92

地 目 山林

地 積 381平方メートル

(現況)

地 目 原野

35 所 在 南都留郡山中湖村山中字諏訪堀

地 番 300番107

地 目 原野

地 積 123平方メートル



令和7年（ケ）第93号

令和7年11月14日 受理

令和8年 1月13日 提出

現況調査報告書

(物件34・35)

甲府地方裁判所

執行官 福田 行 宏 印

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

34 所 在 南都留郡山中湖村山中字諏訪堀

地 番 300 番 92

地 目 山林

地 積 381 平方メートル

所有者 山中湖不動産株式会社

35 所 在 南都留郡山中湖村山中字諏訪堀

地 番 300 番 107

地 目 原野

地 積 123 平方メートル

所有者 山中湖不動産株式会社



不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり
住 居 表 示	山中湖村山中 300番地92
土 地	物件 34・35
現 況 地 目	☐ 山林（物件 ） ☒ 原野（物件34・35） ☐ （物件 ）
形 状	（おおよそ）土地位置概略図のとおり
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者（山中湖不動産株式会社） ☐ その他の者 上記の者が本土地を、原野 の状態で管理・占有している。
そ の 他 の 事 項	1 山中湖南西畔から900mほど離れた「紅葉台」分譲地内にあって、近傍には、家屋のほか、旅館・保養所やリゾートマンションなども存する。 2 ススキが多く生え、若干の雑木が点在する、概ね平坦な更地である本件原野は、本件債務者でもある上記法人が管理する分譲地である。また、関係人の陳述や公的資料等も勘案して、上記の「占有者及び占有状況」欄のとおりに認定した。 3 本件原野は、不動産登記法上の地図が未整備の地域にあり、同法所定の地図に代わる図面として、旧土地台帳附属地図が法務局に備え付けられている。 ただし、簡易計測の結果、本件原野と周辺隣地との位置関係・形状は、おおよそ同図面のとおりであることを現認した。 4 本件両土地は一体の原野であって、両土地間の境界線は、外観上は判然としていない。また、両隣地の敷地との境界は、外観上はやや判然としない（写真5・6）ものの、前述のとおり、分譲管理地内にあるため、境界関係自体は定かではある。 5 本件原野（一体地）は、東西の2面で広道に接面している（写真7・8）。 6 本件原野（一体地）は、東側広道よりは、やや小高くなっているが（写真7）、その余の隣地とは概ね等高な現況にある。 7 前述のとおり、本件原野は、上記所有者法人が主に管理する分譲地であることから、とくに、下記の管理費用に留意をいただきたい。また、管理関係の詳細については、上記法人に問い合わせをいただきたい。 【 管理費用（なお、今後に値上げの可能性はある）】 ・土地1区画当たり 年額 80,000円（消費税別） ・建物1棟当たり 年額 120,000円（消費税別）

執行官保管の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日
建 物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
土地建物の位置関係	(おおよそ)土地位置概略図のとおり

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
●A●● (本件両土地の所有者 法人の代表者)	本件原野は、私が代表者を務める債務者法人(山中湖不動産株式会社)が主に管理する分譲地として、現状有姿のまま同法人が保有しています。 もちろん、本件原野は賃貸借にも供されていません。

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年12月1日(月) 8:50-8:55	当庁執行官室	登記情報取得請求(電子申請)
7年12月2日(火) 13:00-14:20	物件所在地 (1回目)	現況調査・写真撮影
7年12月4日(木) 15:30-15:40	債務者会社の 本店所在地	占有状況等確認 ●A●●と面談
7年12月17日(水) 14:00-14:30	物件所在地 (2回目)	現況調査・写真撮影 <評価人同行>
(特記事項) なし		



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在	南都留郡山中湖村山中字諏訪堀				地 番	300番92			
出 力 縮	1/1200	精 度 区 分		座標系 番号又は 記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日	大正7年5月				備 付 年 月 日 (原図)			補 事 記 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年10月1日
甲府地方法律局吉田出張所
登記官

請求番号：18-8
(1/1)

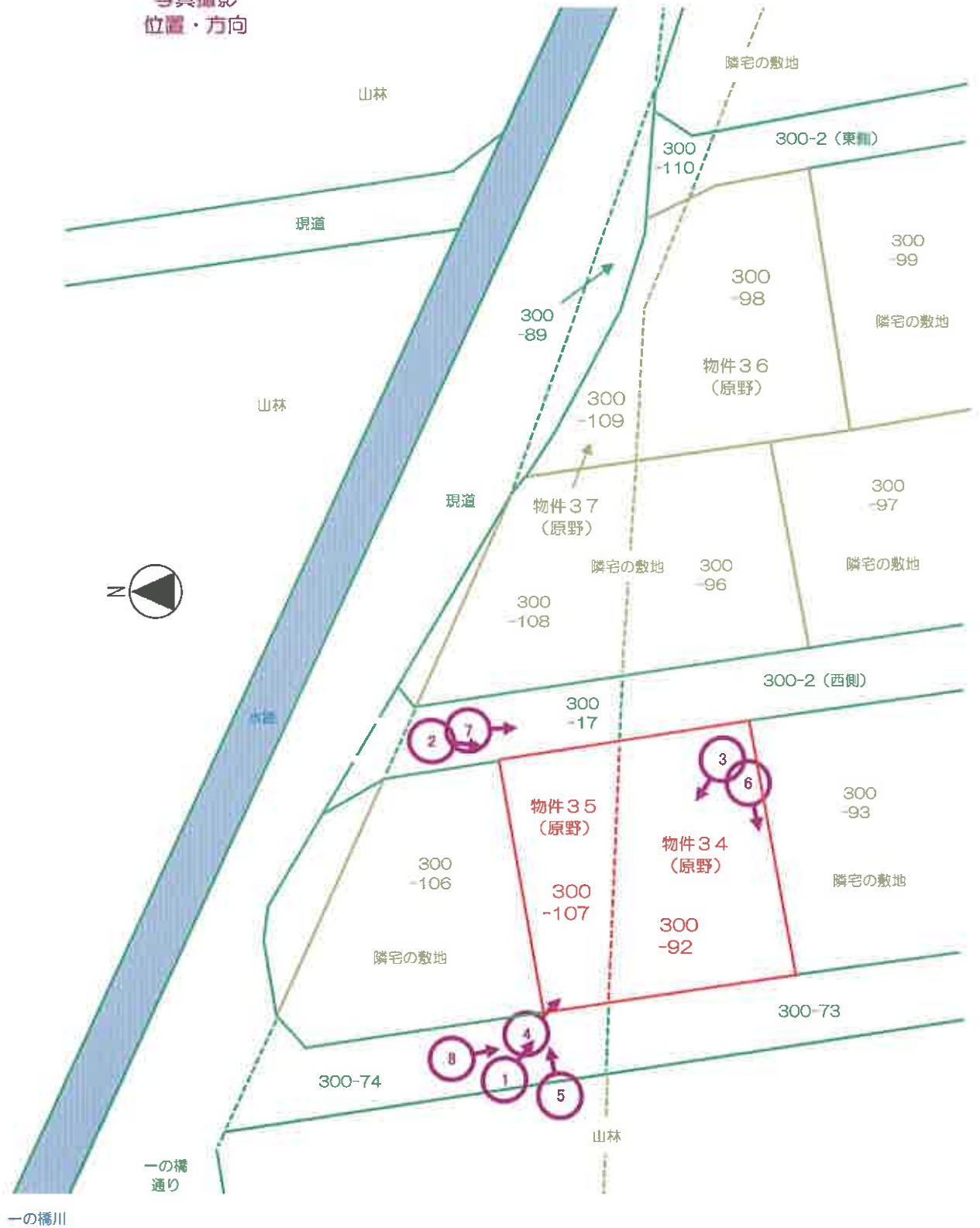
(4 枚目)

金印和紙

土地位置概略図

注) 物件36・37とは別の売却単位

写真撮影
位置・方向



【申立外の近隣地（12筆）を表示】

1



本件原野の全景

2



本件原野の全景

3



本件原野内の状況

4



本件原野内の状況

5



境界がやや判然としていない相隣状況（左側は 北側隣地（300-106）上の家屋）

6



境界がやや判然としていない相隣状況（左側は 南側隣地（300-93）上の家屋）

7



東側接道状況

8



西側接道状況

令和 7年（ケ）第 93号
令和 7年12月17日 現地調査
令和 8年 2月19日 評 価
（甲(競)第25221-34号）

甲府地方裁判所 御中

評 価 書
（物件 3 4 ・物件 3 5）

評価人 不動産鑑定士
窪 田 修

第1 評価額

一 括 価 格	
金 5, 3 8 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 3 4 (土地)	金 4, 0 7 0, 0 0 0 円
物件 3 5 (土地)	金 1, 3 1 0, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件 3 4 及び物件 3 5 の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために、一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

- ① 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- ② 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- ③ 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- ④ 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条第4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- ⑤ 価格決定の基準とすべき日（価格時点）は、現地調査の日とする。
- ⑥ 物件 3 4 及び物件 3 5 を一体利用することを前提とし、以下「一体地」という。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
34	所在地 地積	物件目録記載のとおり	特記事項記載のとおり
35	所在地 地積	物件目録記載のとおり	左記のとおり
特記事項			
○ 物件34及び物件35の占有関係については、「現況調査報告書」記載のとおり。 ○ 物件34の登記地目は「山林」であるが、物件35とともに、住宅分譲用に開発された土地で、未分譲の状態にあり、現況は「原野」である。			

物 件 目 録

- | | | | |
|----|---|---|----------------|
| 34 | 所 | 在 | 南都留郡山中湖村山中字諏訪堀 |
| | 地 | 番 | 300番92 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 381平方メートル |
| 35 | 所 | 在 | 南都留郡山中湖村山中字諏訪堀 |
| | 地 | 番 | 300番107 |
| | 地 | 目 | 原野 |
| | 地 | 積 | 123平方メートル |



第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件34, 35）

位 置 ・ 交 通	私鉄富士急行線「富士山」駅の南東方経路約12kmに所在する。	
付 近 の 状 況	山中湖の南西方約1km、自然林が残る中に戸建住宅や別荘・リゾートマンション等が存する住宅地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他	都市計画区域(非線引き) 未指定地域 指定 70% 指定 200% ない。 自然公園法(国立公園普通地域)
画 地 条 件 (規模, 形状等)	一体地 規模 : 504m ² 間口 : 西側約20m 奥行 : 約23m 形状 : 略長方形地 地勢 : 平坦 接面道路との関係 : 二方路地	
接 面 道 路	東側が幅員約6mの舗装道路(建築基準法第42条第1項第2号該当道路)に約1.5m～約2m高く、西側が幅員約5.5mの舗装道路(建築基準法第42条第1項第3号該当道路)に略等高に、各々接面する。	
土地の利用状況 及び隣地の状況等	「現況調査報告書」記載のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上水道 : ある。 ガス配管 : ない。 下水道 : ある。	
特 記 事 項	・分譲地内にあつて、現況は未分譲の更地で、雑草等が繁茂している。 ・物件相互の境界は明確ではない。隣地境界もやや判然とはしないが、分譲地内にあつて格別考慮は不要であると判断した。 ・分譲に当たっては管理費が発生するとのことである(「現況調査報告書」参照)。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件34, 35 (土地)

公示価格を規準とした価格等を基に標準画地価格を求め、個別的要因を考慮した個別格差を乗じ、地積、市場性修正を乗じて、一体地の更地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	市場性 修正 エ	更地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
34	17,300	1.03	381	1.00	6,790,000
35	17,300	1.03	123	1.00	2,190,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 山中湖-1

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $17,200\text{円/㎡} \times 100.6/100 \times 100/102 \times 100/98 \rightleftharpoons 17,300\text{円/㎡}$

◇時点修正 : 月率+0.05%

◇標準化補正 : 画地条件(方位+2%)

◇地域格差 : 街路条件(道路の幅員▼2%)

イ 個別格差 : 一体地

画地条件(方位+2% 二方路+1%) (相乗積)

ウ 地積 : 登記記載の地積。

エ 市場性修正 : 必要ない。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	市場 性修 正 ウ	競売 市場 修正 エ	占有 減価 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
3 4	6,790,000		1.00	0.60	1.00	4,070,000
3 5	2,190,000		1.00	0.60	1.00	1,310,000
一括価格 (合計)						5,380,000

ウ 市場性修正 : 必要ない。
 エ 競売市場修正 : ▼40%
 オ 占有減価修正 : 必要ない。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 山中湖-1

所 在：南都留郡山中湖村山中字東姥ノ懷535番11

地 目：宅地

価 格：17,200円/㎡

位 置：富士急行線「富士山」駅の南東方経路約11km

価 格 時 点：令和 7年 1月 1日

地 積：562㎡

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：西側が幅員約4.2mの舗装村道に接面

用途指定等：都市計画区域(非線引き)、用途未指定、指定建蔽率70%、指定容積率
200%、国立公園普通地域

地域の概要：一般住宅を中心に別荘等も見られる住宅地域

以 上

吉 田 市

公示地

評価対象不動産

山 中

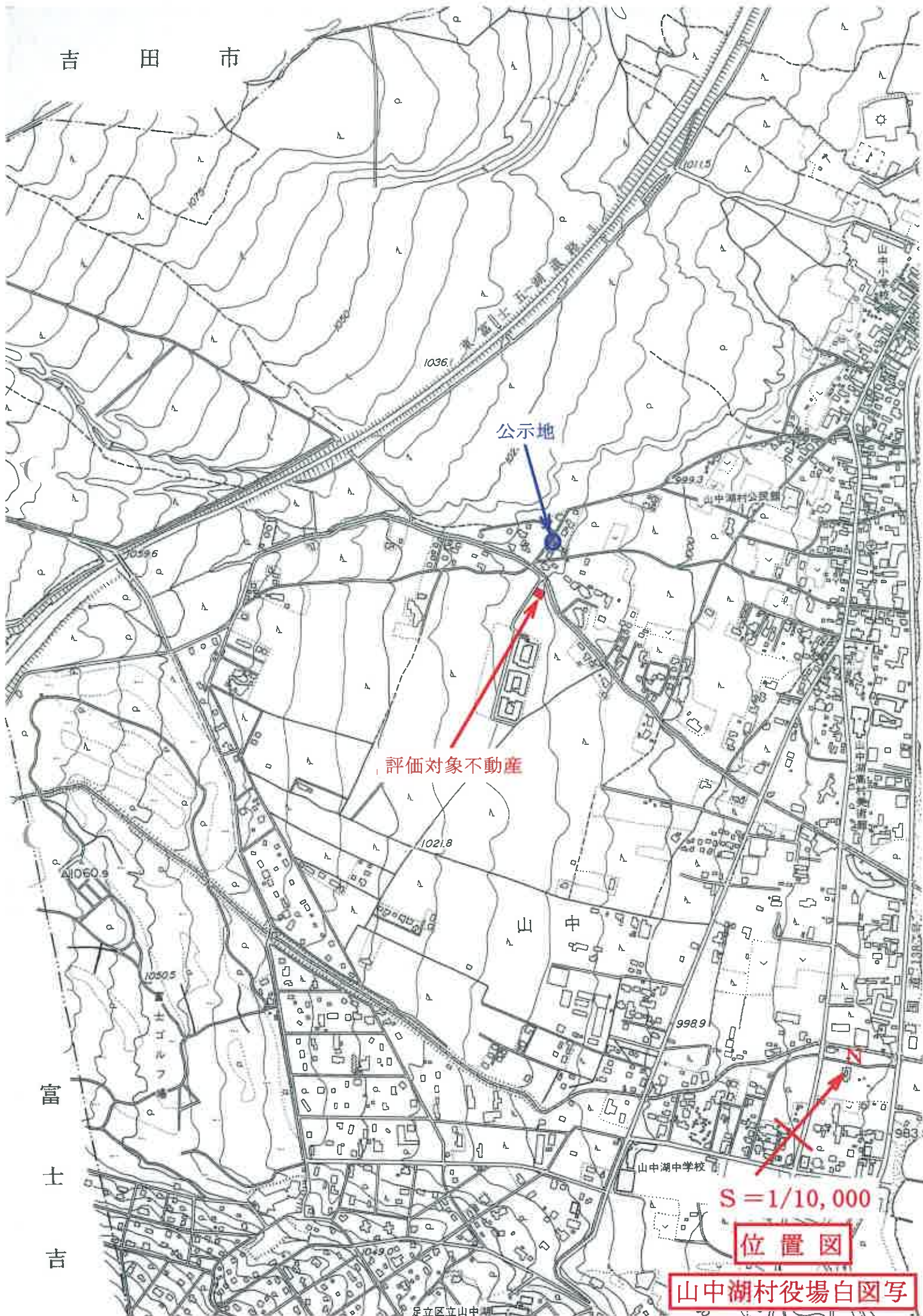
富
士
吉

S=1/10,000

位置図

山中湖村役場白図写

足立区立山中湖



300-76 ハ 300-110 ホ 535-30 ト 300-4
300-109 ニ 535-29 ヘ 535-32 チ 300-83

535-27

535-3

評価対象不動産

300-106

300-107

300-92

300-93

300-94

300-95

300-96

300-97

300-98

300-99

300-100

300-101

300-102

300-103

300-104

300-105

300-106

300-107

300-108

300-109

300-110

300-111

300-112

300-113

300-114

300-115

300-116

300-117

300-118

300-119

300-120

300-121

300-122

300-123

300-124

300-125

300-126

300-127

300-128

300-129

300-130

300-131

300-132

300-133

300-134

300-135

300-136

300-137

300-138

300-139

300-140

300-141

300-142

300-143

300-144

300-145

300-146

300-147

300-148

300-149

300-150

300-151

300-152

300-153

300-154

300-155

300-156

300-157

300-158

300-159

300-160

300-161

300-162

300-163

300-164

300-165

300-166

300-167

300-168

300-169

300-170

300-171

300-172

300-173

300-174

300-175

300-176

300-177

300-178

300-179

300-180

300-181

300-182

300-183

300-184

300-185

300-186

300-187

300-188

300-189

300-190

300-191

300-192

300-193

300-194

300-195

300-196

300-197

300-198

300-199

300-200

300-201

300-202

300-203

300-204

300-205

300-206

300-207

300-208

300-209

300-210

300-211

300-212

300-213

300-214

300-215

300-216

300-217

300-218

300-219

300-220

300-221

300-222

300-223

300-224

300-225

300-226

300-227

300-228

300-229

300-230

300-231

300-232

300-233

300-234

300-235

300-236

300-237

300-238

300-239

300-240

300-241

300-242

300-243

300-244

300-245

300-246

300-247

300-248

300-249

300-250

300-251

300-252

300-253

300-254

300-255

300-256

300-257

300-258

300-259

300-260

300-261

300-262

300-263

300-264

300-265

300-266

300-267

300-268

300-269

300-270

300-271

300-272

300-273

300-274

300-275

300-276

300-277

300-278

300-279

300-280

300-281

300-282

300-283

300-284

300-285

300-286

300-287

300-288

300-289

300-290

300-291

300-292

300-293

300-294

300-295

300-296

300-297

300-298

300-299

300-300

300-301

300-302

300-303

300-304

300-305

300-306

300-307

300-308

300-309

300-310

300-311

300-312

300-313

300-314

300-315

300-316

300-317

300-318

300-319

300-320

300-321

300-322

300-323

300-324

300-325

300-326

300-327

300-328

300-329

300-330

300-331

300-332

300-333

300-334

300-335

300-336

300-337

300-338

300-339

300-340

300-341

300-342

300-343

300-344

300-345

300-346

300-347

300-348

300-349

300-350

300-351

300-352

300-353

300-354

300-355

300-356

300-357

300-358

300-359

300-360

300-361

300-362

300-363

300-364

300-365

300-366

300-367

300-368

300-369

300-370

300-371

300-372

300-373

300-374

300-375

300-376

300-377

300-378

300-379

300-380

</